

有効期間及び更新

「福祉医療費受給者証[㊦]」の有効期間は毎年7月31日です。毎年、次年度の受給資格を確認して、資格がある方には8月1日から有効の新しい「福祉医療費受給者証[㊦]」を、資格がない方には資格喪失通知書を郵送します。8月1日以降は古い「福祉医療費受給者証[㊦]」は使えなくなりますので、お手数ですが速やかにお返してください。

※ 受給資格のない方が「福祉医療費受給者証[㊦]」を使用すると、支給を受けた額を返していただくこととなりますのでご注意ください。

届出が必要な場合

- 住所や氏名、世帯の構成が変わったとき。
- 亡くなられたとき。
- 健康保険証の資格がなくなったとき。
- 健康保険証の種類又は記載事項が変わったとき。
- 後期高齢者医療制度の適用や生活保護を受けたとき。
- 受給者証を汚したり、なくしたりしたとき。
- 交通事故などの治療を「福祉医療費受給者証[㊦]」を使って受けたとき。

次のものをお持ちください。
 ・福祉医療費受給者証[㊦]
 ・健康保険証
 ・印かん
 ※ そのほかにも書類等の提出をお願いすることがあります。

届出・お問い合わせは、お住まいの区の区役所・支所の
 保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課まで

(右京区京北地域にお住まいの方は、右京区役所京北出張所保健福祉第一担当へ)

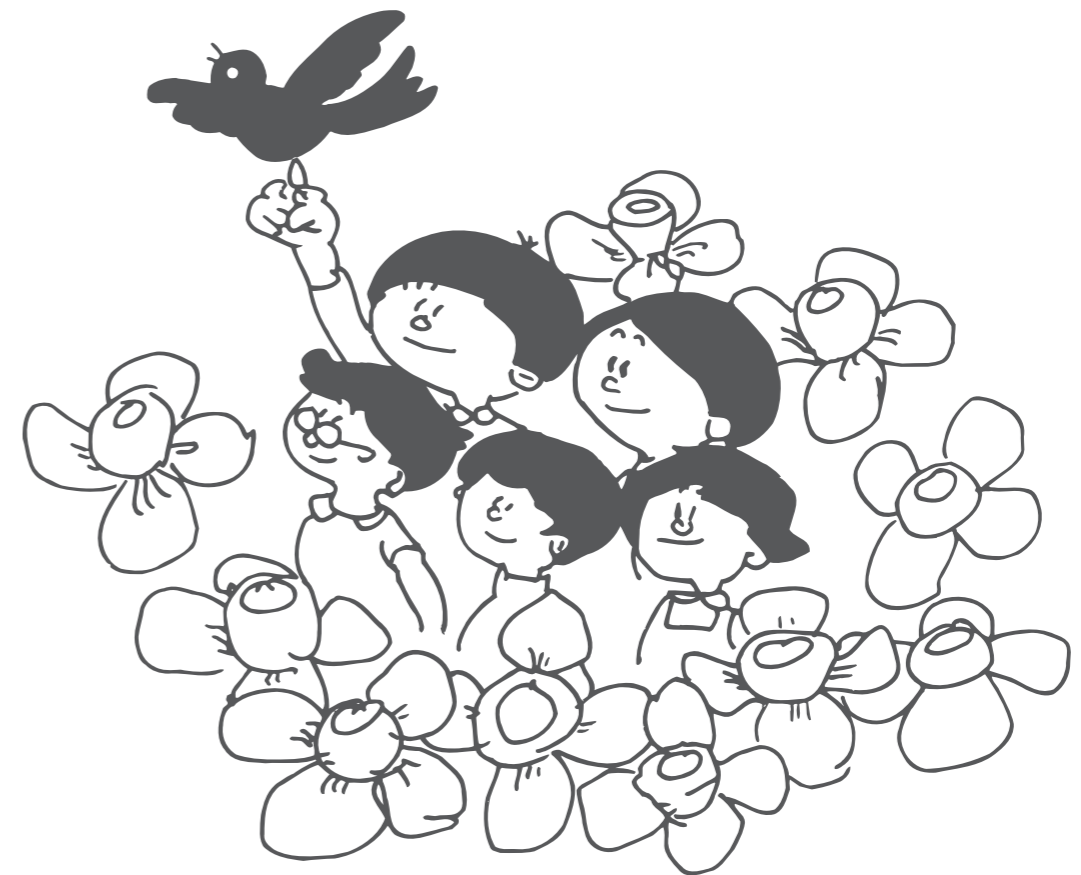
区役所・支所・出張所	所在地	TEL	FAX
北区役所	北区紫野西御所田町 56	432-1285	451-0611
上京区役所	上京区今出川通室町西入堀出シ町 285	441-5121	432-2025
左京区役所	左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2	702-1131	791-9616
中京区役所	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521	812-2594	822-7151
東山区役所	東山区清水五丁目 130-6	561-9130	531-2869
山科区役所	山科区柳辻池尻町 14-2	592-3479	592-3059
下京区役所	下京区西洞院通塩小路東塩小路町 608-8	371-7217	351-9028
南区役所	南区西九条南田町 1-2	681-3282	691-1397
右京区役所	右京区太秦下刑部町 12	861-1451	861-4678
右京区役所京北出張所	右京区京北周山町上寺田 1-1	852-1815	852-1814
西京区役所	西京区上桂森下町 25-1	381-7666	393-0867
西京区役所洛西支所	西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	332-9275	332-8186
伏見区役所	伏見区鷹匠町 39番地の2	611-2392	611-1166
伏見区役所深草支所	伏見区深草向畑町 93-1	642-3574	641-7326
伏見区役所醍醐支所	伏見区醍醐大構町 28	571-6372	571-2973

《ジェネリック医薬品（後発医薬品）をご存知ですか》

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に販売される、同じ有効成分をもつ比較的安価なお薬です。ジェネリック医薬品を使用することでお薬代が安くなる場合があります。使用にあたっては、医師や薬剤師にご相談ください。

重度心身障害者医療費 支給制度のしおり

— 重度心身障害のある方の福祉のために —



重度心身障害者医療費支給制度とは

重度心身障害者の方が、健康保険証を使って医療機関等を受診された場合に、窓口で支払われる医療費(健康保険の自己負担額)を京都市が支給する制度です。

対象となる方

京都市内にお住まいで、社会保険や国民健康保険などの健康保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方

身体障害者	1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
知的障害者	知的障害者更生相談所、児童相談所において知能指数が35以下と判定された方(療育手帳A判定)
重複障害者	知的障害者更生相談所、児童相談所において知能指数が50以下と判定された方で、かつ、3級の身体障害者手帳の交付を受けている方

対象とならない場合

重度の障害がある方でも、次の場合は対象になりません。

- 生活保護法による医療扶助を受けているとき。
- 後期高齢者医療制度の適用を受けるとき。
- 本人の所得が所得制限額(※)を超えているとき。
- 配偶者及び本人の生計を維持している扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹)の所得が所得制限額以上のとき。
- 他の市町村において本制度と同様の制度の適用を受けているとき。

※ 所得制限額は申請窓口にお尋ねください。

65歳以上で重度の障害がある方は、後期高齢者医療制度の適用を受けることを選択できます。後期高齢者医療制度の適用を受ける場合は、後期高齢者医療制度及び重度障害老人健康管理費支給制度の手続をしてください。

申請の手続

お住まいの区の区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課(右京区京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当)で申請してください。

《申請に必要なもの》

- 障害者医療費受給者証交付申請書
- 健康保険証
- 身体障害者手帳(お持ちの方のみ)
- 療育手帳(お持ちの方のみ)
- 印かん(スタンプ印は不可。所得調査の同意書に必要です。)

その他、住民票の写し、所得についての証明書、申立書等が必要な場合があります。受給者として認定した方には「福祉医療費受給者証(㊦)」を交付します。

医療機関等を受診するとき

京都府内の医療機関等を受診するときは、「福祉医療費受給者証(㊦)」と「健康保険証」を一緒に窓口へ提示してください。ただし、次のような健康保険の給付の対象とならないもの、入院時の標準負担額(光熱水費、食事代)等は支給の対象になりません。

支給の対象とならないもの(例)

- 健康診断料
- 文書(診断書)料
- 予防注射料
- 往診の車代
- 差額ベッド代
- 薬の容器代
- 美容整形
- 慰安目的のマッサージ
- 保険診療できない歯科治療費等
- 200床以上の病院での初診時特別料金

※ 高額な受診(入院等)をする際は、加入している健康保険が発行する「限度額適用認定証」等の交付を先に受け、必ず医療機関に提示してください。

※ 200床以上の病院を受診する際、「福祉医療費受給者証(㊦)」の提示により、初診時特別料金が徴収されない場合がありますので、窓口で確認してください。

払戻しの手続について

次のようなときは、医療費の払戻しができますので、申請してください。(加入している健康保険から高額療養費や付加金等の支給を受けることができる場合は、先にその支給を受けてください。)後日、預貯金口座へ振り込みます。

- 重度心身障害者医療費支給制度を取り扱っていない医療機関等を受診したとき。
- 受給者証を医療機関等の窓口で提示できず、医療費を支払ったとき。
- 健康保険から療養費の支給を受けたとき。

《申請に必要なもの》

- ① 障害者医療費支給申請書
- ② 福祉医療費受給者証(㊦)
- ③ 健康保険証
- ④ 医療費を支払ったことを証明する書類(患者名、受診日、医療機関名、保険診療点数、支払金額の明記されている領収書等)
- ⑤ 保険者が発行した療養費、高額療養費、付加金等の支給証明書(支給を受けた場合)
- ⑥ 受給者本人名義の振込口座番号のわかるもの(キャッシュカード・預貯金通帳等)
- ⑦ 受給者以外の方の口座に振り込む場合は、受給者と口座名義人の印かん(スタンプ印は不可)
- ⑧ (治療用装具の場合)医師の意見書(同意書)、治療用装具装着証明書

《柔道整復、鍼灸、あん摩・マッサージ(接骨院、整骨院等における施術)に係る医療費の場合、以下の書類も必要となります。》

- ① 療養費支給申請書のコピー
- ② 医師の同意書のコピー(柔道整復の場合は不要)

※ 柔道整復の場合、⑤の保険者が発行した療養費の支給証明書は不要です。